

和光市告示第184号

和光市新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免要綱を次のように定める。

令和2年7月1日

和光市長 松本 武洋

和光市新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免要綱  
(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した被保険者等に対して、和光市国民健康保険税条例（昭和35年条例第5号。以下「条例」という。）第24条第1項に規定する国民健康保険税の減免（以下「減免」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免対象世帯)

第2条 減免の対象となる世帯（以下「減免対象世帯」という。）は、和光市国民健康保険の被保険者がある世帯であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

(2) 前号に掲げるものを除くほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、かつ、次のア～ウの要件のいずれにも該当する世帯

ア 主たる生計維持者の令和2年の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が令和元年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の令和元年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、主たる生計維持者が施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等に該当する世帯は、減免対象世帯としない。ただし、当該主た

る生計維持者に給与収入を除くその他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、国民健康保険税の減免を行う必要があると市長が認める場合は、この限りではない。

(減免の額)

第3条 減免の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に該当する減免対象世帯の減免の額は、全額とする。
- (2) 前条第1項第2号に該当する減免対象世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業のあった世帯の減免の額は、主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額にかかわらず、全額とする。
- (3) 前条第1項第2号に該当する減免対象世帯（前号に掲げるものを除く。）の減免の額は、次項に規定する減免対象保険税額に次の表の左欄に掲げる主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額につき、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりの減免の割合を乗じた額とする。

令和元年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

2 減免の対象となる国民健康保険税は、減免対象世帯の被保険者全員について算定した令和元年度及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日とする。以下この項において同じ。）が設定されているもの（ただし、対象世帯が国民健康保険に加入する資格を取得した日から14日以内に加入手続を行わなかったことにより、令和2年1月以前分の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合は、令和2年2月分以降のものとする。）とし、当該国民健康保険税の額に減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年の所得の額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額とする。）を乗じた額を主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した令和元年の合計所得金額（ただし、施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等に該当する被保険者がある世帯にあっては、同項の規定による軽減制度を適用した後の所得を用いて算定するものとする。）で除した額を減免対象保険税額とする。

3 前条第2項のただし書きの規定により減免の対象となる世帯については、第1項第3号の令和元年の合計所得金額は、施行令第29条の7の2第2項の規定による軽減制度を適用する前の所得を、前項の令和元年の合計所得金額は、当該軽減制度を適用した後

の所得を用いるものとする。

(減免の申請)

第4条 減免を受けようとする減免対象世帯の主たる生計維持者は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる減免対象世帯の区分に応じ、当該各号に定める書類及び市長が減免の申請に必要と認める書類がある場合は、当該書類を添えて納期限(ただし、当該納期限までに当該申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、令和3年3月31日)までに市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1項第1号に該当する減免対象世帯 主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを証する医師の診断書等
- (2) 第2条第1項第2号に該当する減免対象世帯(次号に掲げる世帯を除く。) 主たる生計維持者の令和元年中の収入が分かる所得税確定申告書、源泉徴収票等及び令和2年1月から申請日直近までの主たる生計維持者の令和2年中の収入が分かる給与明細、帳簿等
- (3) 第2条第1項第2号に該当する減免対象世帯のうち、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業のあった世帯 前号に定める書類並びに離職票、雇用保険受給者証、廃業届出書、事業主の証明等廃業及び失業したことが分かるもの

(減免の決定通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、減免の可否を決定したときは、和光市新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免決定(不決定)通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(罰則等)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により減免を受けた者がある場合は、当該者に対し、当該者が減免を受けたことにより徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

2 市長は、減免を受けた後に減免対象世帯の要件を満たさないことが判明した者がある場合は、当該者に対し、当該者が減免を受けたことにより徴収を免れた金額に相当する金額の国民健康保険税の徴収を命ずることができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。